

法規制対象のボイラーの一部は

2022年10月1日から

条例規制対象に変更されます

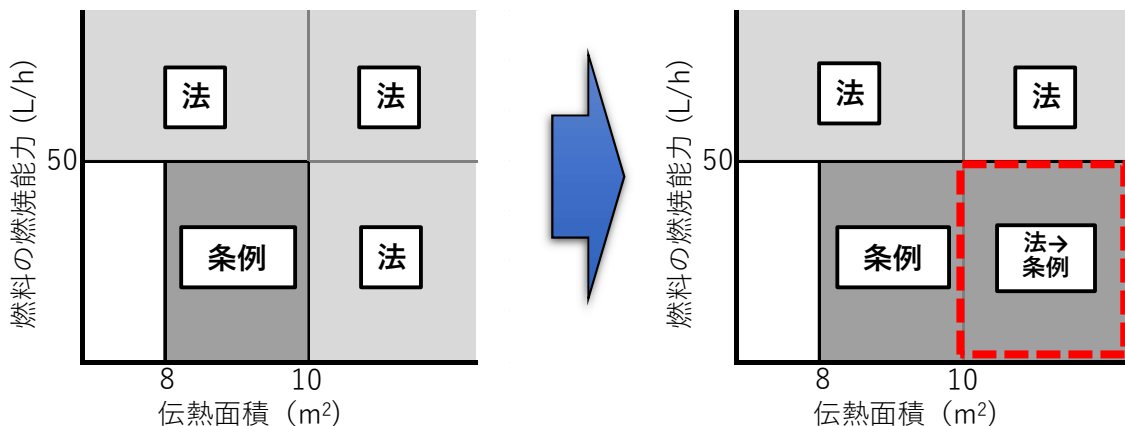
該当施設の設置者は、条例に基づく届出が必要です

ボイラーの規制対象規模

改正前（2022（令和4）年9月30日まで）	
法	伝熱面積 10 平方メートル以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上
条例	伝熱面積 8 平方メートル以上 ※法の要件に該当するものを除く

改正後（2022（令和4）年10月1日から）	
法	燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上
条例	伝熱面積 8 平方メートル以上 ※法の要件に該当するものを除く

※バーナーが無いボイラーについても法規制対象になります。



法の規制対象規模を定める「大気汚染防止法施行令」の一部改正（2022（令和4）年10月1日施行）により、「『燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル未満』かつ『伝熱面積10平方メートル以上』のボイラー（以下「該当施設」という。）」は法規制対象から外れ、条例規制対象に変更されます。

現在、該当施設を設置している場合や、今後、該当施設を新たに設置する場合は、所管の県民事務所等に条例に基づく届出が必要になります。（詳細は次ページ）

※「法」→大気汚染防止法 「条例」→県民の生活環境の保全等に関する条例

2022（令和4）年10月1日現在で

該当施設を既に設置（工事着手を含む）している場合

→条例に基づく「ばい煙発生施設使用届」を提出してください。

○使用届の提出について

- ・2022年10月1日から10月31日までの間に提出してください
- ・提出書類

- ・ばい煙発生施設使用届出書（様式第1）

- ・ばい煙発生施設の構造（別紙1）
- ・ばい煙発生施設の使用方法（別紙2）
- ・ばい煙の処理の方法（別紙3）
- ・工場等の事業内容等（様式第6）

所定の様式があります。
(ページ下部参照)

- ・ばい煙発生施設の構造概要図

- ・ばい煙処理施設の構造図及び主要寸法を記入した概要図
- ・事業場の位置図及び平面図

様式はありません。
原則日本産業規格A4版
としてください。

※直近の法の設置届出書等の提出以降、「会社名が変わった」「施設の構造を変更した」「施設を入れ替えた」などの変更がある場合は、別途変更届等の提出が必要になります。

今後、新たに該当施設を設置する場合

- (1) 2022（令和4）年9月30日までに、新たに該当施設を設置する場合

→法に基づく「ばい煙発生施設設置届」を工事開始日の60日前までに提出してください。

※法の設置届と別に、10月1日以降、条例に基づく使用届（前出）の提出も必要です。

- (2) 2022（令和4）年10月1日以降に、新たに該当施設を設置する場合

→条例に基づく「ばい煙発生施設設置届」を原則工事開始日の60日前までに提出してください。

届出書の様式は、愛知県環境局のWebサイト「あいちの環境」からダウンロードすることができます。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/mizutaiki/taiki-todokede.html>

「環境局届出様式一覧（大気汚染防止法等関係）」

→「1 届出様式一覧（大気汚染防止法等関係）」

※条例と法で様式が異なりますので、ご注意ください。

法規制対象から条例規制対象への変更に伴い、該当施設に係る基準等も変更になります。

○排出基準

	法（変更前）	条例（変更後）
硫黄酸化物 （K 値）	1.17～17.5 （地域、設置時期により異なる）	原則変更無し（注1）
ばいじん [g/m ³]	0.03～0.45 （地域、設置時期、燃料種類、排出ガス量により異なる）	液体燃料（黒液を除く）、ガスの専焼 ：0.30（0.20）（注2）
		発熱量 5,000kcal/kg 以下の石炭の燃焼 ：0.80（0.40）（注2）
		上記以外のもの ：0.40（0.20）（注2）
窒素酸化物 [ppm]	60～550 （設置時期、燃料種類、排出ガス量により異なる）	なし（規制対象外）

注1：名古屋区域で1972（昭和47）年1月5日から1974（昭和49）年9月29日までに設置された施設、及び衣浦区域で1974（昭和49）年4月1日から同年9月29日までに設置された施設については緩和される。

注2：名古屋区域で1971（昭和46）年10月1日以降に設置された施設は、括弧内の数値が適用される。

○測定頻度

	法（変更前）	条例（変更後）
硫黄酸化物	硫黄酸化物の排出量が10m ³ /時以上の施設 ：2か月に1回以上 上記施設で硫黄酸化物に係る特定工場等に設置されている施設：常時	測定義務なし
ばいじん	排出ガス量が40,000m ³ /時以上の施設 ：2か月に1回以上（注3） 排出ガス量が40,000m ³ /時未満の施設 ：年2回以上（注3）	年1回以上（注3）
窒素酸化物	排出ガス量が40,000m ³ /時以上の施設 ：2か月に1回以上 排出ガス量が40,000m ³ /時未満の施設 ：年2回以上	規制対象外

注3：ガス専焼のボイラーについては、5年に1回以上

○お問い合わせ先（届出書提出先）

名称	所管市町村 (事業場等の所在地)	住所	電話番号
東三河総局 県民環境部 環境保全課	豊川市、蒲郡市、田原市	440-8515 豊橋市八町通 5-4 (東三河総合庁舎)	0532-35-6112
東三河総局 新城設楽振興事務所 環境保全課	新城市、設楽町、東栄町、豊根村	441-1365 新城市字石名号 20-1 (新城設楽総合庁舎)	0536-23-2117
尾張県民事務所 環境保全課	[環境保全第一グループ] 犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、 清須市、北名古屋市、豊山町、 大口町、扶桑町	460-8512 名古屋市中区三の丸 2-6-1 (三の丸庁舎)	052-961-1670 052-961-7254
	[環境保全第二グループ] 瀬戸市、春日井市、小牧市、 尾張旭市、豊明市、日進市、 長久手市、東郷町		052-961-7255
海部県民事務所 環境保全課 環境保全グループ	津島市、愛西市、弥富市、あま市、 大治町、蟹江町、飛島村	496-8531 津島市西柳原町 1-14 (海部総合庁舎)	0567-24-2131
知多県民事務所 環境保全課 環境保全グループ	半田市、常滑市、東海市、大府市、 知多市、阿久比町、東浦町、 南知多町、美浜町、武豊町	475-8501 半田市出口町 1-36 (知多総合庁舎)	0569-21-8111 (代表)
西三河県民事務所 環境保全課	[環境保全第一グループ] 西尾市、幸田町	444-8551 岡崎市明大寺本町 1-4 (西三河総合庁舎)	0564-27-2875
	[環境保全第二グループ] 碧南市、刈谷市、安城市、知立市、 高浜市		0564-27-2876
西三河県民事務所 豊田加茂環境保全課	みよし市	471-8503 豊田市元城町 4-45 (豊田庁舎)	0565-32-7494

※名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、豊田市内の事業場等については、各市へお問い合わせください。

愛知県環境局環境政策部
水大気環境課 大気規制グループ
電話：052-954-6215
Mail：mizutaiki@pref.aichi.lg.jp